

白糖町地域防災計画

第 1 章

総 則

第1章 総則

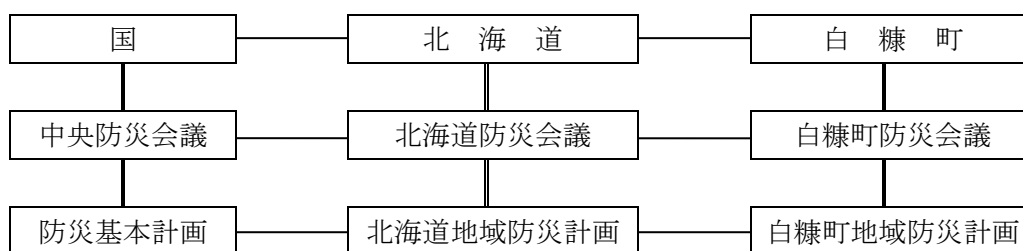
第1節 計画策定の目的及び構成

1 計画策定の目的

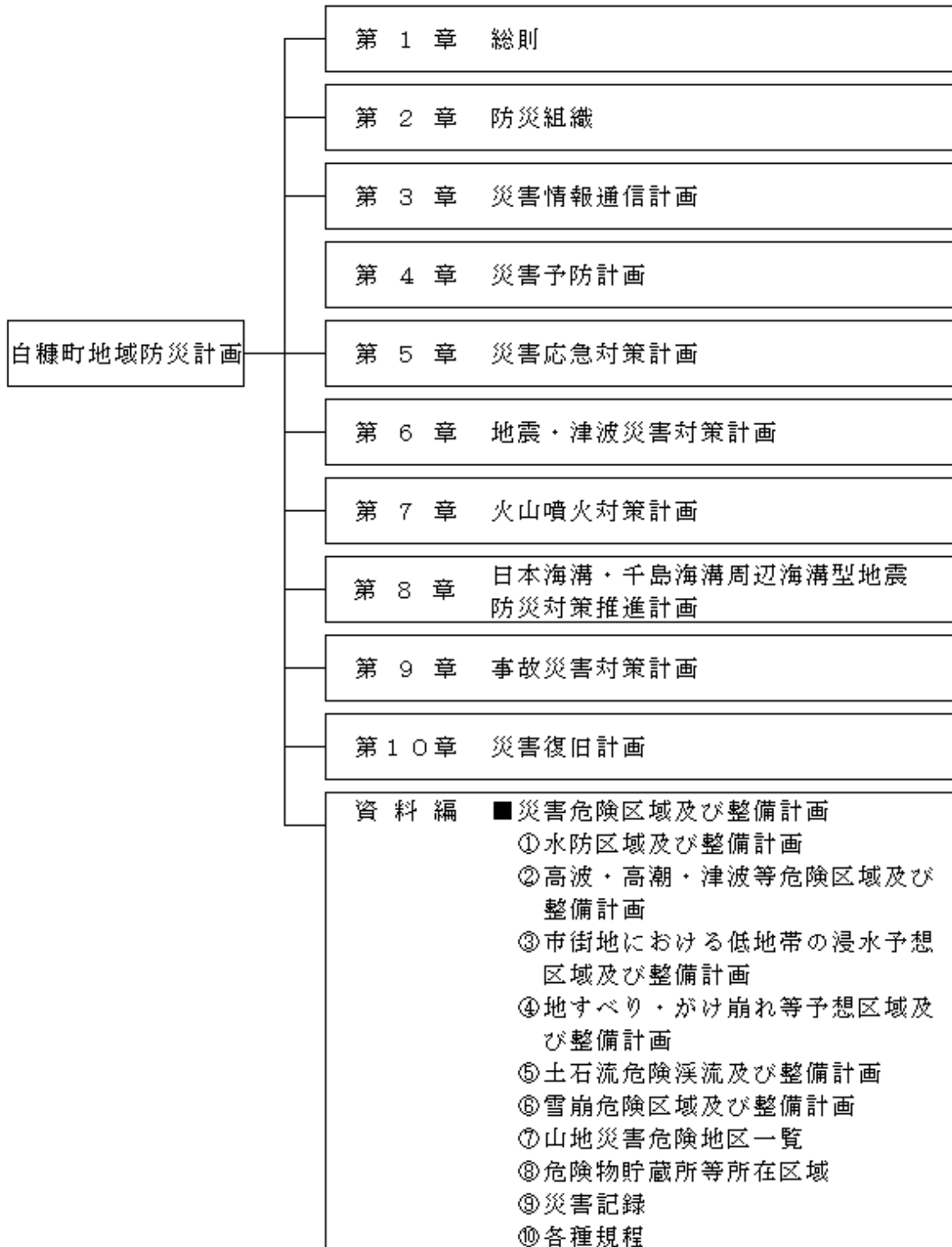
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び白糠町防災会議条例（昭和38年白糠町条例第14号）第2条第1項の規定に基づき、白糠町防災会議が作成する計画であり、白糠町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を実施するにあたり、白糠町、防災関係機関、住民等が連携し、その機能のすべてをあげて、住民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を定め本町防災の万全を期し、災害に強い町づくりを進めることを目的とする。

- (1) 白糠町の区域内に所在し、若しくは、区域を管轄する指定地方行政機関、北海道、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱の作成と調整に関する事。
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災組織に関する事。
- (3) 気象、水象、地象等による災害及び火災の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備及び改善等災害予防に関する事。
- (4) 災害が発生した場合の給水、防疫及び食糧供給等、災害応急対策に関する事。
- (5) 災害復旧に関する事。
- (6) 防災訓練に関する事。
- (7) 防災思想の普及に関する事。

2 国、道及び白糠町の防災会議・防災計画の体系



3 計画の構成



4 用語の効果的促進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念により、自助（町民が自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町民及び防災関係者が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に、推進されるよう、町民等並びに町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

5 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日 法律第223号）
水防法	水防法（昭和24年6月4日 法律第193号）
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日 法律第118号）
町防災会議	白糠町防災会議
本部（長）	白糠町災害対策本部（長）
町防災計画	白糠町地域防災計画
防災関係機関	白糠町防災会議条例（昭和38年3月17日 条例第14号）第3条第5項に定める委員の属する機関
災害	災害対策基本法第2条第1号に定める災害
防災	災害対策基本法第2条第2号に定める防災

6 計画の修正要領

(1) 町防災会議は、基本法第42条の規定に基づき、町防災計画に随時検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。

また、各関係機関は、関係のある事項について、町防災計画の修正が必要とする場合は、町防災会議に修正案等を随時提出する。

(2) 修正の内容は、おおむね次に掲げるような事項について、その変更を認めた場合とする。

ア 計画内容に重大な錯誤があるとき。

イ 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。

ウ 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。

エ 新たな計画を必要とするとき。

オ 防災基本計画の変更（改定）修正が行われたとき。

カ その他町防災会議会長が必要と認めたとき。

(3) 前各項に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

なお、軽微な変更（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更）については、北海道知事との協議を要せず、町防災会議で決定した修正結果を北海道知事に報告するものとする。

7 町防災計画の周知

計画を円滑かつ的確に運用するため、町の職員、住民、関係機関及びその他防災に関する主要施設の管理者に、防災活動の指針として、本計画の内容について周知を図る。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議の構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するにあたり、防災関係機関、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 白糠町

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>白糠町 〒088-0392 白糠町西1条南1丁目1番地1 電 話：01547-2-2171 F A X：01547-2-4659 (担当部署：地域防災課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 町防災会議に係る事務に関する事。 2 災害対策本部の設置及び組織の運営に関する事務を行うこと。 3 防災施設の整備に関する事。 4 防災上必要な教育及び訓練に関する事。 5 道及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 6 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事。 7 生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事。 8 給水体制の整備に関する事。 9 町の区域における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事。 10 災害危険区域の把握に関する事。 11 各種災害予防事業の推進に関する事。 12 防災知識、思想の普及、啓発に関する事。 13 水防・消防等応急対策に関する事。 14 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。 15 町の区域にある町民等への避難の指示・勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事。 16 災害時における文教、清掃、防疫、保健衛生、食品衛生に関する事。 17 災害広報に関する事。 18 被災者の救難、救助、防疫等その他災害時要援護者の擁護に関する事。 19 災害復旧資機材の確保に関する事。 20 災害対策要員の確保・動員に関する事。

第1章 総 則

1 白糠町（つづき）

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>白糠町 〒088-0392 白糠町西1条南1丁目1番地1 電 話：01547-2-2171 F A X：01547-2-4659 （担当部署：地域防災課）</p>	<p>21 災害時における交通、輸送の確保及び交通規制等に関すること。 22 被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること。 23 防災関係機関及び関係団体等が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 24 公共土木施設、農地及び農林水産用施設の新設及び災害復旧に関すること。 25 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付等災害融資等に関すること。 26 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること。 27 災害ボランティア等の活動環境の整備、調整に関すること。 28 応急給水計画・給水活動及び水質検査に対する協力に関すること。</p>
<p>白糠町教育委員会 〒088-0392 白糠町西1条南1丁目1番地1 電 話：01547-2-2171 F A X：01547-2-4659 （担当部署：管理課）</p>	<p>1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育に関すること。 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。 3 文教施設等の被害調査及び報告に関すること。 4 文教施設及び文化財等の保全対策の実施に関すること。</p>

第1章 総則

2 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>釧路市西消防署白糠支署 〒088-0301 白糠町東1条南3丁目2番地20 電 話：01547-2-2178 F A X：01547-2-3494 (担当部署：白糠支署長)</p> <p>白糠消防団 事務局（白糠町地域防災課） 〒088-0392 白糠町西1条南1丁目1番地1 電 話：01547-2-2171 F A X：01547-2-4659</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物施設及び火気使用施設器具等の安全化のための規制指導に関すること。 2 町民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制指導育成に関すること。 3 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること。 4 人命の救助及び救急並びに住民の財産の保護に関すること。 5 水害、火災及びその他災害時における人命救助、救急情報に関すること。 6 水害、火災及びその他災害の予防、警戒並びに防御に関すること。 7 その他消防、救急業務に関すること。

3 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>陸上自衛隊第5旅団 第27普通科連隊 〒088-0604 釧路町別保112番地 電 話：0154-40-2011 F A X：0154-40-2011 (担当部署：第三科警備幹部)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣計画の作成に関すること。 2 地域防災計画による防災訓練で、必要に応じた部隊等を参加、協力させること。 3 自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、町長から知事（釧路総合振興局長）への要求による災害派遣要請に基づき、部隊等を派遣すること。 4 災害派遣部隊による人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開及び応急医療、防疫、給水並びに通信の支援、協力等を行うこと。

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>北海道開発局 釧路開発建設部 〒085-8551 釧路市幸町10丁目3番地 (釧路地方合同庁舎内) 電 話：0154-24-7000 0154-24-7364(直通) F A X：0154-25-9022 (担当部署：防災対策官)</p> <p>釧路開発建設部 釧路道路事務所 〒085-0816 釧路市貝塚3丁目3番15号 電 話：0154-41-8101 F A X：0154-41-0717 (担当部署：第1工務課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象観測通報についての協力に関する事。 2 防災上必要な教育及び訓練等に関する事。 3 災害危険区域の選定又は指導に関する事。 4 防災資機材の備蓄、整備に関する事。 5 雨量、水位等の観測態勢の整備に関する事。 6 道路、橋りょう等の耐震性の向上に関する事。 7 災害に関する情報の発表、伝達、収集に関する事。 8 一般国道及び高速道路(直轄管理)の新設、改修、維持、修繕、災害復旧及びその他の維持管理に関する事。 9 直轄工事区内の港湾の改修、維持、修繕、災害復旧及びその他維持管理に関する事。 10 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施等支援に関する事。 11 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣に関する事。
<p>釧路海上保安部 〒085-0022 釧路市南浜町5番9号 電 話：0154-23-3283 F A X：0154-32-2580 (担当部署：警備救難課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予警報等に基づく海難防止の周知及び海上交通安全の確保に関する事。 2 海上汚染及び海上災害の防止並びに災害情報の収集に関する事。 3 災害時における船舶の避難誘導及び救助、海上犯罪の予防、航路障害物の除去等に関する事。 4 災害時における人命及び船舶の救助、海上交通安全の確保、海上汚染及び海上災害の防止に関する事。 5 災害等緊急時における白糠漁業無線局及び水難救済会に対する連絡指示に関する事。

4 指定地方行政機関（つづき）

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>釧路地方気象台 〒085-8586 釧路市幸町10丁目3番地 （釧路地方合同庁舎内） 電 話：0154-31-5146 F A X：0154-31-5147</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
<p>北海道運輸局 釧路運輸支局 〒084-0906 釧路市鳥取大通6丁目2番13号 電 話：0154-51-2522 F A X：0154-51-0124 （担当部署：総務企画担当）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 航行船舶及び船舶施設の安全確保に係る普及啓発に関すること。 2 災害時及び災害のおそれがあるときにおける陸上輸送、海上輸送の連絡調整に関すること。 3 災害時における航行船舶及び船舶施設の安全確保に関すること。 4 災害時及び災害のおそれがあるときにおける港湾、漁港作業の調整等に関すること。
<p>北海道農政事務所 釧路地域センター 〒085-0017 釧路市幸町10丁目3番地 電 話：0154-23-4401 F A X：0154-23-4404 （担当部署：防災窓口担当）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急用食料の調達及び供給に関すること。 2 災害応急飼料対策において、要請に応じて応急飼料として飼料作物を供給する等、必要な措置を行うこと。
<p>北海道森林管理局 根釧西部森林管理署 〒085-0825 釧路市千歳町6番11号 電 話：0154-41-7126 F A X：0154-41-7127 （担当部署：総務課）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所轄保安林・治山施設の整備に関すること。 2 林野火災の予防体制・対策に関すること。 3 防災対策上、所轄国有林につき保安林の配置の適正化と事業の合理化に関すること。 4 所轄国有林の復旧治山及び予防治山を行うこと。 5 災害時において公共団体の要請による応急対策用材・緊急復旧用材の供給に関すること。

5 北海道

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>釧路総合振興局 地域創生部 〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 電 話：0154-41-9100 (代表) 0154-43-9144 (直通) F A X：0154-42-2116 (担当部署：地域政策課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 釧路総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務運営、企画に関する事。 2 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置を講ずること。 3 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 4 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務及び業務の実施を支援し、総合調整を図ること。 5 自衛隊の派遣要請を行うこと。 6 災害救助法の適用に関する事。
<p>釧路総合振興局 釧路建設管理部 〒085-0006 釧路市双葉町6番10号 電 話：0154-23-1568 F A X：0154-23-1570 道路・河川・海岸(管理) ：事業課 海岸(工事)・漁港(工事) ：厚岸出張所 漁港(管理) ：釧路総合振興局水産課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時において、所管する道路、河川、海岸、漁港等についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧に関する事。 2 水防活動の技術指導に関する事。 3 災害時及び災害の起こるおそれがある場合の道道の交通情報収集及び交通路の確保を図ること。
<p>釧路総合振興局 保健環境部保健行政室 〒085-0826 釧路市城山2丁目4番22号 電 話：0154-65-5811 F A X：0154-65-5352 (担当部署：保健福祉企画課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における防疫措置に関する事。 2 検疫調査及び健康診断に関する事。 3 避難所における衛生施設管理指導を行うこと。 4 防疫、薬剤の供給を行うこと。 5 災害時における水道施設の復旧及び死亡獣畜処理の業務に関する指導助言を行うこと。 6 医療施設・衛生施設等の被害調査、被害報告を行うこと。 7 災害時における医療救護活動を推進すること。 8 災害時における食品衛生の指導、監視に関する事。

5 北海道（つづき）

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
十勝総合振興局森林室 〒089-5612 十勝郡浦幌町字東山町10番23号 電 話：015-576-2165 F A X：015-576-2824 （担当部署：管理課）	1 所轄道有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 2 所轄道有林の復旧治山及び予防治山を実施すること。 3 林野火災の予防対策を立て、その未然防止を行うこと。 4 災害時において町長の要請があった場合可能な範囲において緊急対策及び復旧用資材の供給を行うこと。 5 被災林野の病虫害異常発生防疫対策を行うこと。 6 被災林野の復旧技術指導を行うこと。

6 北海道警察

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
釧路方面釧路警察署 〒085-0018 釧路市黒金町10丁目5番地1 電 話：0154-23-0110 F A X：0154-23-0090 （担当部署：警備課）	1 各種情報の収集、人身の安全のための広報活動の実施及び災害の予報・警報の伝達についての協力を行うこと。 2 災害関係機関が行う危険地域居住者の避難誘導、被災者救助活動の協力及び死体の検死を行うこと。 3 被災地における交通秩序の保持及び災害に伴う各種犯罪の予防取り締まりを行うこと。 4 その他水防、災害救助活動に対する協力を行うこと。 5 災害警備本部の設置運営に関すること。 6 危険物に対する保安対策に関すること。 7 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。
釧路方面釧路警察署 白糠交番 〒088-0302 白糠町東2条南2丁目2番地17 電 話：01547-2-2086	
釧路方面釧路警察署 西庶路駐在所 〒088-0573 白糠町西庶路東1条北2丁目1番地1 電 話：01547-5-2033	
釧路方面釧路警察署 庶路駐在所 〒088-0567 白糠町庶路1丁目3番地33 電 話：01547-5-2151	

7 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>北海道旅客鉄道株式会社 釧路支社釧路駅 〒085-0015 釧路市北大通14丁目5番地 電 話：0154-24-3176 F A X：0154-22-0933 (担当部署：釧路駅長)</p>	<p>1 災害時における鉄道輸送及びバス輸送の確保を行うこと。 2 災害時における援助物資等の緊急輸送及び避難者の輸送等につき関係機関の支援を行うこと。</p>
<p>東日本電信電話株式会社 北海道事業部（委任機関：株式会社NTT東日本-北海道釧路支店） 〒060-0001 札幌市中央区北1条西4丁目 NTT大通4丁目ビル内 電 話：011-212-4466 F A X：011-222-9254 (担当部署 ：設備部災害対策室)</p>	<p>1 非常及び緊急通信の取扱を行うほか、必要に応じ電報、電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</p>
<p>北海道電力株式会社釧路支店 〒085-8668 釧路市幸町8丁目1番地 電 話：0154-23-5811 F A X：0154-24-9836</p>	<p>1 災害時における電力の円滑なる供給及び電力供給施設の防災対策を行うよう努めること。 2 災害時における電力施設の災害復旧状況等の周知を行うこと。</p>
<p>日本放送協会釧路放送局 〒085-8660 釧路市幣舞町3番8号 電 話：0154-41-9191 F A X：0154-42-3719 (担当部署：企画編成)</p>	<p>1 気象予警報、災害情報及び防災知識の普及等、災害広報に関すること。</p>

7 指定公共機関（つづき）

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>日本郵政グループ 日本郵便株式会社 白糠郵便局 〒088-0399 白糠町西1条南3丁目1番地1 電 話：01547-2-2217 F A X：01547-2-5429</p> <p>日本郵便株式会社 西庶路郵便局 〒088-0573 白糠町西庶路東1条北2丁目1番地33 電 話：01547-5-2110 F A X：01547-5-3459</p> <p>日本郵便株式会社 庶路郵便局 〒088-0599 白糠町庶路東1線2番地 電 話：01547-5-2260 F A X：01547-5-2694</p>	<p>1 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関する こと。</p>
<p>日本郵便株式会社釧路西支店 白糠集配センター 〒088-0399 白糠町西1条南3丁目1番地1 電 話：01547-2-2217 F A X：01547-2-5429</p> <p>日本郵便株式会社釧路西支店 庶路集配センター 〒088-0567 白糠町庶路2丁目4番地1 電 話：01547-5-2260 F A X：01547-5-2694</p>	<p>1 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の 確保に関すること。 2 郵便の非常取扱いに関すること。</p>

7 指定公共機関（つづき）

<p>日本赤十字社北海道支部 白糠町分区 〒088-0392 白糠町西1条南1丁目1番地1 （白糠町福祉課・社会福祉係） 電 話：01547-2-2171 F A X：01547-2-4659 （担当部署 ：白糠町役場福祉課社会福祉係）</p>	<p>1 災害時における救援物資の供給に関すること。 2 救助に関し、民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整を行うこと。</p>
---	---

8 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>一般社団法人釧路市医師会 〒085-0831 釧路市住吉2丁目町12-37 電 話：0154-41-3626 F A X：0154-41-1116 （担当部署：事務局）</p>	<p>1 災害時における医療関係機関の連絡調整及び応急医療並びに助産その他救助に関すること。</p>
<p>一般社団法人釧路歯科医師会 〒085-0826 釧路市城山2丁目2番15号 電 話：0154-42-8336 F A X：0154-41-4624 （担当部署：事務局）</p>	<p>1 災害時における歯科医療に関すること。</p>
<p>一般社団法人北海道薬剤師会 釧路支部 〒085-0016 釧路市錦町4丁目7番地 電 話：0154-32-4343 F A X：0154-32-4344 （担当部署：事務局）</p>	<p>1 災害時における薬剤、医療品の供給に関すること。</p>

8 指定地方公共機関（つづき）

<p>公益社団法人北海道獣医師会 釧路支部 〒085-0046 釧路市新橋大通1丁目2番20号 電 話：0154-32-7660 F A X：0154-32-7663 (担当部署：事務局)</p>	<p>1 災害時における飼養動物の対応に関すること。</p>
<p>くしろバス株式会社白糠営業所 〒088-0301 白糠町東1条南3丁目1番地1 電 話：01547-2-2080 F A X：01547-2-2080 (担当部署：事務局)</p>	<p>1 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送の支援に関すること。</p>
<p>一般社団法人北海道LPガス協会 釧路支部 〒085-0007 釧路市堀川町7番35号 電 話：0154-23-2655 F A X：0154-23-2656 (担当部署：事務局)</p>	<p>1 災害時におけるエルピーガス供給活動の支援に関すること。</p>

9 公共的団体・防災上重要な施設の管理者及び団体

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>社会福祉法人 白糠町社会福祉協議会 〒088-0331 白糠町東1条北1丁目 1番地9 電 話：01547-2-2042 F A X：01547-2-2042 (担当部署：事務局)</p>	<p>1 災害時における情報の伝達、被災者等の救助、炊き出し、食糧、生活必需品等の配布協力に関する事 2 災害時におけるボランティア活動の受入、支援、調整等に関する事。</p>
<p>くしろ西森林組合 〒088-0125 釧路市音別町共栄1丁目22番地 電 話：01547-6-2515 F A X：01547-6-3037 (担当部署：総務課)</p>	<p>1 町が行う林業関係被害状況調査及び応急対策に協力すること。 2 被災組合員に対する融資及びあっせんを行うこと。</p>
<p>釧路丹頂農業協同組合白糠支所 〒088-0393 白糠町茶路基線20番地1 電 話：01547-2-2235 F A X：01547-2-2238 (担当部署：営農販売課)</p>	<p>1 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事。 2 農産物の被害応急対策の指導に関する事。 3 被災農家に対する融資及びそのあっせんを行うこと。 4 農業生産資材及び生活物資の確保あっせんに関する事。 5 農産物の需給調整に関する事。 6 物価安定の協力に関する事。 7 農業生産共同利用施設の応急対策及び復旧に関する事。 8 災害時における農業生産資材、生活物資、復旧資機材、食糧等物資の供給に関する事。</p>

9 公共的団体・防災上重要な施設の管理者及び団体（つづき）

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>白糠漁業協同組合 〒088-0304 白糠町岬1丁目2番地42 電 話：01547-2-2221 F A X：01547-2-5518 （担当部署：総務部）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 2 水産物の被害応急対策の指導に関すること。 3 被災漁家に対する融資及びそのあっせんを行うこと。 4 漁業生産資材及び生活物資の確保あっせんに関すること。 5 水産物の需給調整に関すること。 6 物価安定の協力に関すること。 7 共同利用施設の応急対策及び復旧に関すること。 8 災害時における生活物資、復旧資機材、食糧等物資の供給に関すること。
<p>白糠町商工会 〒088-0301 白糠町東1条南2丁目1番地24 電 話：01547-2-2345 F A X：01547-2-5439 （担当部署：事務局）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 2 被災商工業者に対する融資及びそのあっせんを行うこと。 3 災害時における生産資材、生活物資、復旧資機材、食糧等物資の供給に関すること。 4 物価安定の協力に関すること。
<p>危険物関係施設の管理者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設内災害予防及び危険物の保安に関する措置を行うこと。
<p>運送事業者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。

第3節 町民及び事業所等の責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本であり、町民及び事業所等はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

特に、いづれどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減する備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

1 町民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 3日分の食糧、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の取得
- カ 災害時要援護者への配慮、協力
- キ 自主防災組織の結成

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者・災害時要援護者の救助
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所での自主的活動
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

2 事業所等の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所等が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
- イ 防災体制の整備
- ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- エ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- オ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対応

- ア 事業所の被災状況の把握

- イ 従業員及び施設利用者への災害状況の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第4節 白糠町の地勢と災害

1 位置及び地勢

本町は、釧路総合振興局管内の西南部に位置し、東西は釧路市、北は釧路市阿寒町、浦幌町、本別町、足寄町に接し、南は太平洋に面している。

(1) 位置 南端 北緯 44° 55′ 12″ 北端 北緯 43° 22′ 30″
東端 東経 144° 13′ 42″ 西端 東経 143° 45′ 17″

(2) 面積 773.75km² (東西38.6km 南北50.5km)

本町は、阿寒富士を頂点にして、山地と丘陵地が連なり、起伏の多い傾斜線から沿岸に平野状となっており、茶路川、庶路川、和天別川の河川沿いに白糠、庶路、西庶路の市街地が形成されている。

2 地質

境界、丘陵地は、おもに砂岩・泥岩・礫岩からなり、河口部は低地帯で泥岩層があり酸性度が強く、透水性の悪い、埴土、泥炭土の沖積地帯である。

海岸線はおおむねゆるやかな弧を描く砂浜海岸が続く。

3 気候

本町の気候は、初秋から冬季にかけて、シベリアからの移動性高気圧により晴天が続き、最深積雪の年平均値が48cmと、道内でも積雪の少ない地域。夏季は、8月の平均気温が17.8℃と冷涼で、5月から7月にかけて沿岸部に「海霧」が発生し、8月、9月に降水量が多く、全域を通じて太平洋側東部型気候となっている。

4 災害記録

資料編のとおり

